

特定施設入居者生活介護  
介護予防特定施設入居者生活介護  
利用契約書  
祖師谷ケアパークそよ風

株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ

## 「 前 文 」

様（以下「利用者」という）と株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニ  
テイ（以下「事業者」という）とは、事業者が運営する 祖師谷ケアパークそよ風 （以下「事業  
所」という）における特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスの利用  
に関して、以下の条項に基づき契約を締結します。

# 第1章 総 則

## 第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令等の関係法令及び本契約に従い、事業所において利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。
2. 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ）は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

## 第2条（契約期間と更新）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から、建物賃貸借契約の終了日までとする。  
但し、上記契約期間満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護または要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護または要支援認定有効期間の満了日までとします。
2. 前項の契約満了日の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし  
ます。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護または要支援認定有効期間の満了日までとします。

## 第3条（運営規程）

1. 事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」とい  
う。）を定めます。
  - 一. 事業の目的及び運営の方針
  - 二. 特定施設事業者の職種、員数及び職務内容
  - 三. 入居定員及び居室数
  - 四. 指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料  
その他の費用の額
  - 五. 施設の利用に当たっての留意事項
  - 六. 緊急時等における対応方法
  - 七. 非常災害対策
  - 八. その他運営に関する重要事項
2. 事業所の運営規程の概要は、別紙重要事項説明書に記載の通りです。

## 第4条（介護保険給付対象サービスの内容）

本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、事業者が要介護者等の入居者に対し  
て特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき提供する特定施設入居者  
生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービスであり、入浴、排泄、食事等の介  
護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、緊急時対応、安否確認、生活相  
談をいいます。

## 第5条（保険給付対象外サービス）

本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護とは別に介護にかかる費用として受領できる介護サービスであって、厚生省令第37号第182条第3項第1号及び同省通知老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別サービスをいいます。

## 第6条（介護の場所）

事業者は、入居者に対して本契約に基づくサービスを、事業所における利用者の専用居室及び食堂、浴室等の共用部分にて行います。

# 第2章 介護サービスの内容確認とその手続き

## 第7条（介護保険給付受給資格等の確認）

1. 事業者は、入居者の要介護状態区分の認定が確定・更新・変更された場合に、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定に伴う確認」の書面を入居者に交付します。
  - 一. 要介護認定の内容及びその認定日、有効期間
  - 二. 認定審査会の意見
  - 三. 市町村より書き示されたその他の重要な事項
2. 前項の確認に際して、事業者は、入居者に対して、次の各号に定める事項についての説明を行い、それについての入居者に意思を確認します。
  - 一. 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払について、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するか、又は償還払いを希望するかの確認
  - 二. 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」が別に定める基準を上回る場合において、これに必要な費用として前号の費用とは別に支払うべき費用の額への同意
  - 三. 本契約第5条に定める「保険給付対象外サービス」に対しての支払うべき費用の内容及び額への同意
  - 四. 本契約に基づくサービスの利用に関して、入居者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
  - 五. その他の入居者又は事業者において必要と考えられる事項

## 第8条（特定施設サービス計画の作成及び変更）

1. 事業者は、介護保険法令等に基づき、入居者の特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下、「特定施設サービス計画」という）を作成する計画作成担当者を定めます。
2. 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成または変更に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとします。
3. 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成または変更した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付します。

## 第3章 事業者の義務

### 第9条（事業者の守秘義務・個人情報保護）

1. 事業者は正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
3. 事業者は、サービス担当者会議の実施や緊急時の対応等、利用者の継続した生活の安全の確保を目的に、利用者の個人情報及び家族の個人情報を用いる場合があります。この場合、事業者は利用者及び家族代表者に対し個人情報の使用についての説明を行い、あらかじめ文書による同意を得るものとします。

## 第4章 サービス料金の支払い

### 第10条（サービス利用料金）

1. 利用者は、事業者に対して、特定施設サービス計画及び本契約に基づき提供されたサービスについて、その対価として重要事項説明書に定める料金に基づき計算された、月毎の合計金額を支払うものとします。
2. 事業者は、利用者に対して、特定施設サービス計画及び本契約に基づき提供されたサービスの内容について、利用者が支払うべき利用料金の全ての内訳を記載した請求書をあらかじめ送付します。
3. 事業者は、原則として、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
4. 利用者は、原則として、当月料金の合計額を翌月27日（土日祝は翌営業日）までに指定した銀行口座から引き落としにより支払うものとします。
5. 事業者は、利用料金の領収に際し、利用者に対し領収書を発行します。

### 第11条（利用料金の変更）

1. 本契約に基づくサービス料金において、介護保険法令等の変更や経済事情の変動があった場合、事業者は当該利用料金を変更することができます。
2. 前項のサービス料金の変更の際し、事業者は変更に伴う説明を行い、入居者に対し書面の同意を得たうえで、当該利用料金の変更するものとします。

### 第12条（証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスでない特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付します。

### 第13条（損害賠償）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対しその損害を賠償します。但し、入居者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

## 第5章 契約の終了

### 第14条 (契約の終了事由)

本契約は次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一. 利用者が死亡した場合
- 二. 利用者の要介護状態区分が非該当（自立）と認定された場合
- 三. 居室の賃貸借契約が終了した場合
- 四. 事業所が特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業所指定を取り消された場合
- 五. 利用者が事業所の提供する特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護に代えて、他の指定居宅サービスの利用を選択した場合
- 六. 第15条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

### 第15条 (事業者からの契約解除)

1. 事業者は、利用者の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、一定の手続きを経た上、本契約を解除することができます。
2. 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
  - 一. 一定の観察期間をおくこと
  - 二. 医師の意見を聴くこと
  - 三. 契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと
  - 四. 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと
3. 事業者は、利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料金を2か月以上滞納した場合において、利用者に対し料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2週間以内に料金の全額が支払われない場合、書面により直ちにこの契約を解除することが出来るものとします。

### 第16条 (利用者からの契約解除)

利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解除することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の30日以上予告期間をおいて事業者に書面により通知するものとします。

### 第17条 (精算)

第14条に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から14日以内に精算するものとします。その際、30日に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

## 第6章 苦情処理

### 苦情及び相談に関する体制及び窓口

事業所の窓口	<p>利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置、意見箱の設置をしています。</p> <p>また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにすると共に、担当者に当該相談及び苦情のないようについて必ず引き継ぎを行います。</p> <p>電話番号 03-5429-8591 ファックス番号 03-5429-2388 担当 施設長 坂本 真紀</p>
事業所以外の窓口	<p>【事業者の窓口】 株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ 介護サービスに関する苦情・事故相談窓口</p> <p>所在地 東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル 電話番号 03-6692-9532 ファックス番号 03-3403-3585 受付日 月～土曜日（但し、祝日、第1・第3・第4土曜日及び12月30日～1月3日を除く。）</p> <p>東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課 電話番号 03-6238-0177</p> <p>※世田谷区に住所のある方は、各支所福祉保険課が担当部署になります。</p>

### 第18条（苦情処理）

1. 事業者は、本契約に基づくサービス及び個人情報取扱いに関する入居者からの相談や苦情に対して、受け付けをする窓口を設置します。
2. 利用者またはその家族は行政機関又は国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。
3. 事業者は、苦情申立がなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

## 第7章 その他

### 第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

### 第20条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業所の住所地を管轄する地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

契約締結日		年 月 日
事業所	東京都指定 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 事業所番号 1371209360 号	名 称 祖師谷ケアパークそよ風 所 在 地 東京都世田谷区祖師谷四丁目3番15号 電話番号 tel:03-5429-8591 fax:03-5429-2388
	私は、この契約に基づく特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護の利用を申し込みます。	
利用者	保険者番号	被保険者番号
	入居前住所	
者	氏 名 _____ ㊟	
利用者 代 行 者	住 所	
	氏 名 _____ ㊟	
	署名代行の理由	
	本人との関係	
事業者	私は、居宅サービスの事業者として、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。	
	住 所	東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル
	法人名 代表者名	株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ 代表取締役 中川 清彦 ㊟
身元 引 受 人	住 所	
	氏 名 _____ ㊟	
	本人との関係	
立 会 人	住 所	
	氏 名 _____ ㊟	
	本人との関係	

サービス内容説明書(特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護サービス) (特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護・介護保険給付対象サービスの内容(以下「介護保険サービス」という。))

サービスの内容	要介護状態区分ごとのサービスの内容						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス計画原案の作成等	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度
巡回	2回及び必要時 3回及び必要時	2回及び必要時 3回及び必要時	2回及び必要時 3回及び必要時	2回及び必要時 3回及び必要時	2回及び必要時 3回及び必要時	2回及び必要時 3回及び必要時	2回及び必要時 3回及び必要時
食事の介助	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、一部介助 全部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、一部介助 全部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、一部介助 全部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)
食事の配下膳	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、見守り 一部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、一部介助 全部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、一部介助 全部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)	都度、一部介助 全部介助 必要時 (本人希望の場合 は実費)
排泄の介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・排泄介助(移乗・移動含む)	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・おむつ、尿取りパット交換	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
入浴の介助	週3回 見守り、 一部介助	週3回 見守り、 一部介助	週3回 見守り、 一部介助	週3回 見守り、 一部介助	週3回 一部介助 全部介助	週3回 一部介助 全部介助	週3回 一部介助 全部介助
・一般浴	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度	必要に応じて都度
・特浴介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・身体清拭	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
清潔保持等	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・洗髪	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・髭剃り	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・口腔等の衛生	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・爪切り	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
身辺介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助
・着替え等の介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・移乗、移動の介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・体位交換	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、見守り 一部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助	都度、一部介助 全部介助
・身だしなみ介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助	毎日朝・夜及び入浴時 に見守り、一部介助



要介護状態区分ごとのサービスの内容

サービスの内容	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
家事援助							
・洗濯	週3回	週3回	週3回	週3回	週3回	週3回	週3回
・清掃	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回
・シーツ交換	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
・ゴミ回収	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
・衣類補修等	ボタン付け程度	ボタン付け程度	ボタン付け程度	ボタン付け程度	ボタン付け程度	ボタン付け程度	ボタン付け程度
緊急時の対応							
・サースコール	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
定例のレクリエーション等の付添い	都度、見守り、一部介助	都度、見守り、一部介助	都度、見守り、一部介助	都度、見守り、一部介助	都度、一部介助	都度、一部介助	都度、一部介助
生活・健康相談、助言	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
健康管理							
・与薬管理(薬の照合、分包含む)							
・対応食相談							
・栄養相談							
・バイタルチェック(血圧、体温等)							
・健康相談							
医師の指示による療養上の世話	医師の指示に従い行う。						
機能訓練	医師の指示等によりサービス計画を作成し、行う。(週3日)						
・個別機能訓練							
・集団機能訓練等							

利用者の健康状態、申し出等により必要に応じ行う。

2. 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護・介護保険給付対象サービスの利用料金

要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5	
介護保険給付対象サービスの利用者負担分 (1割・2割又は3割負担分)	次表(2)より	円
	1日当たり	円
	30日では	円
	*消費税は非課税です。	
	*利用料は実際の利用日数に応じてのご負担となります。	

(2) 事業所の介護保険給付対象サービスの利用者負担額等

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
<b>【1月当たり(30日換算)】</b>							
A: 基本単位	5,460単位	9,330単位	16,140単位	18,120単位	20,220単位	22,140単位	24,210単位
B: サービス提供体制加算Ⅲ	180単位	180単位	180単位	180単位	180単位	180単位	180単位
B2: 科学的介護推進体制加算	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
C: 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	527単位	891単位	1,528単位	1,715単位	1,909単位	2,090単位	2,285単位
D: 総単位数	6,207単位	10,441単位	17,888単位	20,055単位	22,349単位	24,450単位	26,715単位
E: 介護報酬	67,656円	113,806円	194,979円	218,599円	243,604円	266,505円	291,193円
F: 利用者負担分(1割負担の場合)	6,766円	11,381円	19,498円	21,860円	24,361円	26,651円	29,120円
G: 地域別1単位の単価	10.9 円(1級地)						

A: 基本単位	(特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の1日当たりの単位数) × 30
B: 加算	6単位/日(30日換算又は1月当たり)の合計単位数
B2: 加算	40単位/月
C: 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	A + B × 8.2%(小数点以下四捨五入) + A + B × 1.2%(小数点以下四捨五入)
D: 総単位数	A + B + C
E: 介護報酬	D × G(一円未満切り捨て)
F: 利用者負担額	E × 0.1(一円未満切り上げ)
計算方法	

3. 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設生活介護・介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料

サービスの種類	内容	利用料
上記 1.「介護保険サービス」について	サービスの内容に記載の回数・量を超えるサービス内容 (重要事項説明書参照)	
入退院時の介助	入退院準備、送迎付添い、入退院手続き、医療費の支払事務代行	1時間 1,650円(税込)
通院時の送迎、付添い介助	医療機関における付添い介助 協力病院における付き添い介助は無料(要支援1～要介護5) 自立の場合、及び協力外病院の医療機関については、1時間 1,650円(税込)	協力外病院の場合 10分 275円(税込) (タクシーをご利用の場合、タクシー代実費負担)
行政手続きの代行	月1回所定の日(区役所、社会保険事務所、保健所等で書類の申請 交付及び申請手続き等を代行(無料))	月2回目以降 1,650円(税込)／回
入院中の巡回に係る便宜	協力病院及びそれ以外の病院について、月2回無料	月3回目以降 1,320円(税込)／回(30分圏内の病院に限る) (タクシーをご利用の場合、タクシー代実費負担)
買い物代行	週1回所定の日(無料)	週2回目以降 1,320円(税込)／回
行事・レクリエーションの付添い	定例の行事・レクリエーション以外の要介護者等の方が独自に企画 する行事・レクリエーションの付添い	1時間 1,650円(税込)
療養上の世話に関わる消耗品等	利用者が専属に利用する消耗品・器具等	実費をご負担いただきます。
おむつ・尿取りパットの提供	ご希望に応じて提供	実費をご負担いただきます。
食事の提供	一般食の提供と医師の指示等による治療食の提供	朝食566円 昼食891円 夕食943円おやつ代154円(全て税込) 配下膳 125円(税込)／回
理美容サービス	出張によるサービス	出張サービス員の提示する実費をご負担いただきます。
手厚いサービス	介護保険給付基準を上回る、要支援者及び要介護者2名に対して常勤 換算で1名以上の職員体制(週40.0時間換算)	月額41,905円(税別) (賃貸借契約上、同居人の場合は月額15,714円(税別))
フロントサービス	来訪者の取次ぎ、電話の取次ぎ、郵便・宅急便の受取、業者手配(タク シー、クーリーニング等)、インターネット検索、新聞・雑誌などの管理、娯 楽活動(映画、カラオケなど)	月額41,905円(税別) (賃貸借契約上、同居人の場合は月額15,714円(税別))
その他	行政等手続きの申請交付料、行事・レクリエーションの参加料(料金が 発生する場合・材料費など)	実費

4. 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護以外のサービスをご利用の場合

居宅療養管理指導をご利用の場合	居宅療養管理指導は、「介護保険サービス」と重複して介護保険を利用してサービスを受けることができます。この場合、介護報酬の1割・2割又は3割自己負担となります。
特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護及び居宅療養指導以外のサービスの場	事業所の「介護保険サービス」をご利用のうえ、外部の介護サービス等をご利用の場合、介護保険を利用するサービスは受けられません。外部の介護サービス等をご利用される場合には、全額(10割)自己負担となります。事業所の「介護保険サービス」を利用しない場合は、外部の介護保険の介護サービス等のご利用いただけますが、介護保険を利用する特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護は受けられません。特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護をご利用の場合には、全額(10割)自己負担となります。

5. その他

利用料の支払方法	契約書で定める支払い方法
<p>上記表「1. 介護保険給付対象サービスの内容」は、介護保険を利用して事業所で提供できるサービス内容を記載したものです。</p> <p>「3. 介護保険給付対象外サービスの内容」は、介護保険は利用できないが事業所で提供できるサービス内容を記載したものです。</p> <p>計画作成担当者は、それぞれの表からサービス内容を取捨選択して、利用者の自立をできるだけ妨げないよう、また機能が改善される方向でサービス計画を立てます。</p>	